

# 上場株式等の所得に関する市民税・県民税申告不要等申出書

令和 年度（令和 年分相当分）

令和 年 月 日

納税義務者 住所 花巻市

フリガナ

氏名

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

電話番号

## 1. 確定申告した（予定含む）上場株式等の所得

1. 確定申告した（予定含む）上場株式等の所得			市民税・県民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税15.315%（復興特別所得税分を含む）と市民税・県民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものです（所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。

※上記の市民税・県民税の源泉徴収税額に記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市民税・県民税を課税することがあります。

## 2. 申告する番号に○をつけてください。

(1) 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、市民税・県民税では申告いたしません。

(2) 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、市民税・県民税では下記の所得といたします。

			市民税・県民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※(2)は以下の例の場合に使用します。

例) 確定申告で分離課税した配当所得を市民税・県民税では総合課税で申告

### (注意事項)

- この申告書の提出期限は、市民税・県民税納税通知書が送達されるまでです。
- 市民税・県民税で源泉分離（申告不要制度）を選択した場合、配当割控除・株式等譲渡所得割額の控除・還付はありません。
- 一部所得控除について、市民税・県民税で源泉分離（申告不要制度）を選択したことにより、所得税と市民税・県民税における控除額に差異が生じる場合があります。